

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p>附 則（平成 26 年 3 月 14 日西設相シ第 66 号） <u>この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。</u></p>

技術的条件集別表 6. 1 伝送装置間インタフェース仕様 (新SDH)
(略)

表 1. 50M 信号局内用 (I -0)

項目	単位	規格
インタフェース速度	Mbit/s	51.84 (STM-0)
適用伝送路コード		I-0
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理“1”は発光、論理“0”は非発光
波長範囲	nm	1260～1360
符号誤り率		1×10^{-10} 以下
平均送出レベル	dBm	-11～-17
送信光パルスマスク		図 2 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-8 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-23 以下
減衰量範囲	dB	0 ～ 5
光源		MLM
最大 RMS 幅	nm	40
最大光路ペナルティ	dB	1 以下

技術的条件集別表 6. 1 伝送装置間インタフェース仕様 (新SDH)
(略)

表 1. 50M 信号局内用 (I -0)

項目	単位	規格
インタフェース速度	Mbit/s	51.84 (STM-0)
適用伝送路コード		I-0
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理“1”は発光、論理“0”は非発光
波長範囲	nm	1260～1360
符号誤り率		1×10^{-10} 以下
平均送出レベル	dBm	平均送出レベル：-11～-17、 減衰量範囲：0 ～ 5
減衰量範囲	dB	又は 平均送出レベル：-8～-15、 減衰量範囲：0 ～ 6
送信光パルスマスク		図 2 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-8 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-23 以下
光源		MLM
最大 RMS 幅	nm	40
最大光路ペナルティ	dB	1 以下

平均送出レベル、及び減衰量範囲の規格については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

表2. 150M 信号局内用 (I -1)

項目	単位	規 格
インタフェース速度	Mbit/s	155.52 (STM-1)
適用伝送路コード		I-1
伝送符号		スクランブルド2値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1260～1360
符号誤り率		1×10^{-10} 以下
平均送出レベル	dBm	-11～-17
送信光パルスマスク		図2参照
消光比	dB	8.2以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-8以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-23以下
減衰量範囲	dB	0 ～ 5
光源		MLM
最大 RMS 幅	nm	40
最大光路ペナルティ	dB	1以下

(略)

表2. 150M 信号局内用 (I -1)

項 目	単位	規 格
インタフェース速度	Mbit/s	51.84 (STM-0)
適用伝送路コード		I-0
伝送符号		スクランブルド2値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1260～1360
符号誤り率		1×10^{-10} 以下
<u>平均送出レベル</u>	<u>dBm</u>	<u>平均送出レベル：-11～-17、</u> <u>減衰量範囲：0 ～ 5</u>
<u>減衰量範囲</u>	<u>dB</u>	<u>又は</u> <u>平均送出レベル：-8～-15、</u> <u>減衰量範囲：0 ～ 7</u>
送信光パルスマスク		図2参照
消光比	dB	8.2以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-8以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-23以下
光源		MLM
最大 RMS 幅	nm	40
最大光路ペナルティ	dB	1以下

平均送出レベル、及び減衰量範囲の規格については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

(略)